

いじめ防止基本方針

1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（「いじめ防止対策推進法」第2条）

2 学校いじめ対策組織について

(1) 組織対応の基本的な考え方

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・スクールカウンセラー・保護者等と連携を図りながら、いじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

児童の問題行動等への対応を目的とした「生徒指導委員会」に加え、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

[共通理解事項]

ア いじめ問題は、未然防止及び早期発見・早期解決に、組織で対応する。

イ いじめ対策に取り組む組織「いじめ対策委員会」を設置し、対応ルールを作る。

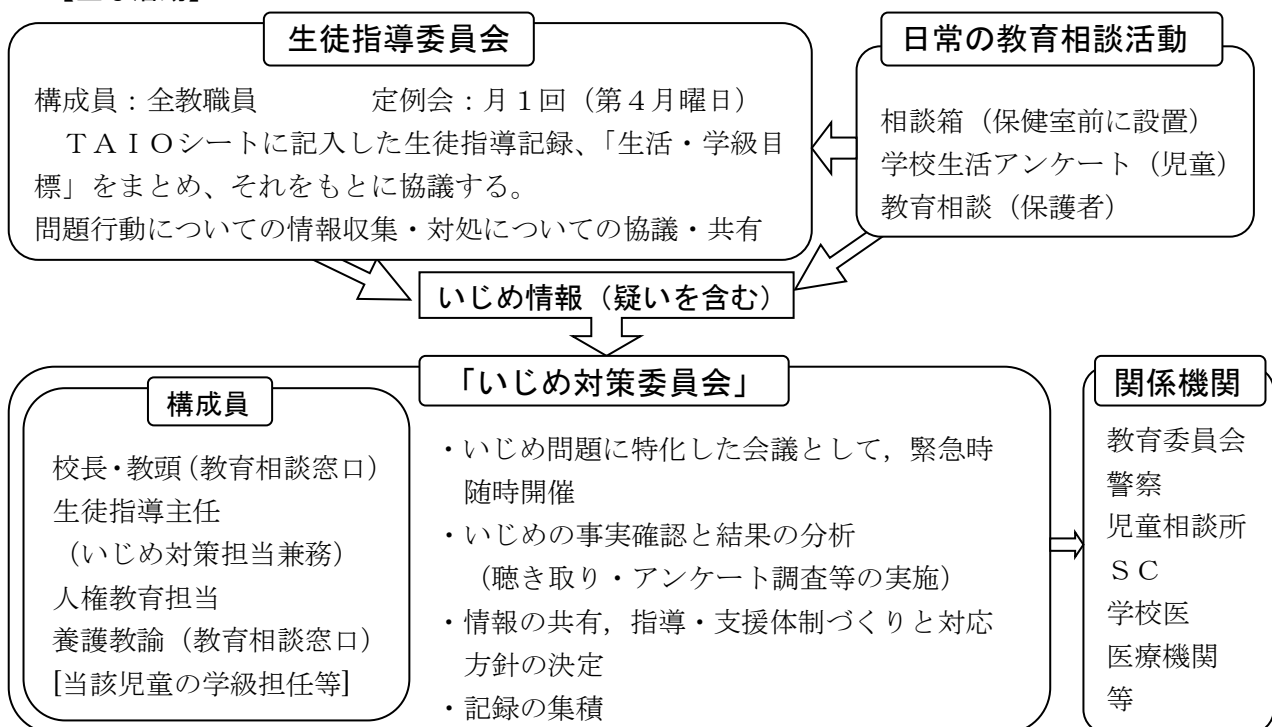
ウ 各学級や部活動等で起きていることを「いじめ対策委員会」で共有化し、担任や担当者を学校全体でフォローする。

エ 実態把握・解決に向けた役割分担と対応・経過観察・検証と、問題解決までの過程を明確にする。解消ととらえた後もなお注視し、安易に解決したと判断しない。

オ T A I Oシート「いじめ発生報告書」に時系列に沿って経過の記録を残しておく。

(2) 組織 「生徒指導委員会」「いじめ対策委員会」

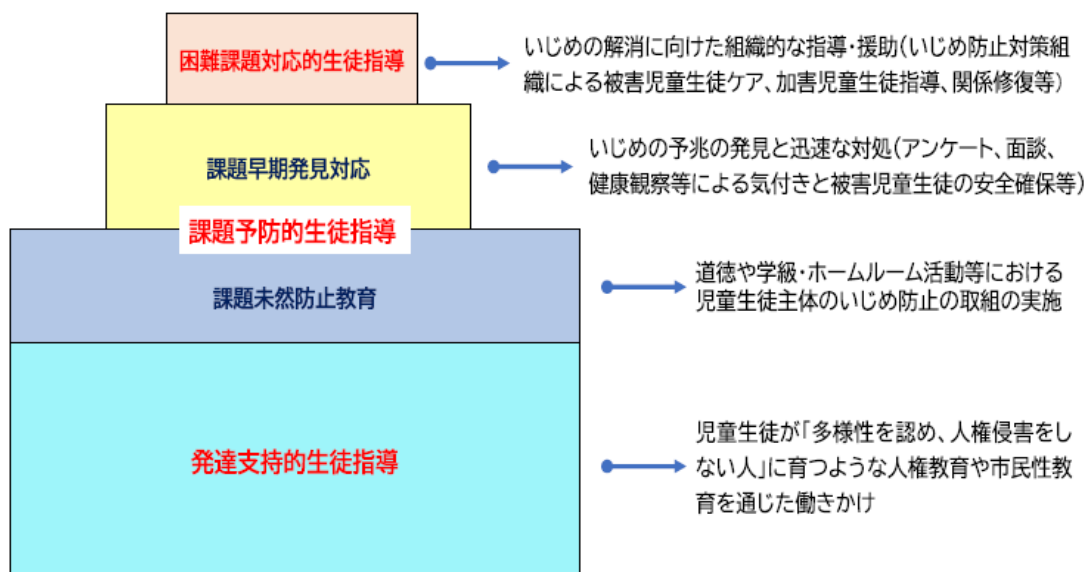
【主な活動】



【開 催】「生徒指導委員会」の定例会を月1回開催する。

「いじめ対策委員会」をいじめ事案発生時に緊急開催する。

3 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造（『生徒指導提要』p.129）



いじめ対応の重層的支援構造

(1) 発達支持的生徒指導

全教科・学校生活による人権教育・市民性教育

(2) 課題未然防止教育

ア いじめゼロ集会（４月）の実施と、学年ごとに作成した「わたしたちのいじめゼロ宣言」を通年掲示する。

イ 「特別の教科 道徳」を中心とした、心の教育の充実

(3) 課題早期発見対応

ア 児童対象「ＱＵ」調査の実施

（年１回：６月下旬）

イ 児童対象「学校生活アンケート」調査の実施（インターネットの内容も含む）

（年３回：５月下旬・１０月下旬・１月下旬）

ウ 個別相談の実施（ＳＣによる全校児童面談）

エ 児童対象、学級担任の教育相談による聞き取り調査の実施

（年３回：６月上旬・１１月上旬・２月上旬に教育相談週間の設定。

「ＱＵ」「学校生活アンケート」実施後、教育相談週間内に全児童と個別面談）

オ 保護者対象、教育相談による聞き取り調査

（７月と１２月の個別面談）

カ 教育相談の日常化

（ア）全教職員による日常の観察・声かけ

（イ）教育相談窓口（教頭・養護教諭）の設置と周知（児童・保護者）

（ウ）悩み相談箱の設置（児童）

4 いじめの相談・通報について

(1) 学校内の相談窓口の周知（児童・保護者）

ア 教育相談窓口（教頭・養護教諭）の設置 42-2138

イ 悩み相談箱の設置（校長室前）

(2) 学校外の相談機関の周知（児童・保護者）

ア 中学校在籍のスクールカウンセラーとの連携 42-3079

イ いじめの訴えや相談方法を児童と家庭に周知する。

・ 子ども SOS ダイアル
0120-0-78310
・ 子ども人権 110 番
0120-007-110
・ ヤングテレホン少年相談窓口
0120-783-497

5 いじめを認知した場合の対応について（困難課題対応的生徒指導）

(1) 基本的な考え方

- ア いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに事実確認をする。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに再発防止のためいじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童・保護者への助言とともに、同様の支援を継続的に行う。
- ウ いじめを受けた児童とともに、いじめを行ったとされる児童も安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間別室等において学習できる環境を整備する。
- エ いじめの関係者間におけるトラブルが生じないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として受け止められる事案については、一宮町教育委員会及び茂原警察署等と連携して対処するが、「いじめの行為」だけでなく、「いじめの原因」を探り、手立てを講じていく。

(2) 発見から指導・組織的対応の展開

情報の把握

◎一人で解決しようとせず、遅滞なく報告する。

- ・いじめが疑われる言動の目撃
- ・アンケート調査への回答
- ・連絡帳やノート、授業プリント等から気になる言葉を発見
- ・児童や保護者からの訴え
- ・教職員からの情報提供

「いじめ対策委員会」

ア 事実確認と情報の整理

- ・いじめの態様、関係者・被害者・加害者等周囲の児童の様子

イ 対応方針

- ・緊急度の確認「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」等の危険度の確認
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
(2人体制が望ましいが児童の事情も考慮する)

ウ 役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援担当
- ・周囲の児童と全体への指導担当
- ・加害者からの事情聴取と指導担当
- ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

事情聴取

◎いじめの状況・きっかけ等をじっくり聞く。

〔留意事項〕

- ・聴取は、いじめを受けた者・周囲にいる者・いじめを行った者の順に行う。
- ・いじめられている子どもや周囲の子どもからの聴取は、人目のつかない場所や時間帯を配慮して行う。
- ・安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- ・関係者が複数いる場合は、個々に聴取を行う。
- ・関係者からの聴取に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- ・聴取を終えた後は、教員が保護者に直接説明を行う。また、事案の内容や児童の様子により、当該者を自宅へ送り届けるなどの配慮をする。

【事情聴取の段階ではないこと】

- ・いじめられている子どもといじめている子どもに同じ場所で事情を聞くこと。
- ・注意、叱責、説教だけで終わること。
- ・双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ・ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ・当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

【いじめを受けている児童への対応】

基本的な姿勢	・いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方となり、守り通すことを約束する。 ・児童の表面的変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
事実の確認	・担任を中心に、児童が話しやすい教員等が対応する。 ・いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
支援	・時間や場を確保し、じっくりと聞く体制を整え、安心感を与える。 ・学校はいじめを行う児童を絶対に許さないことや今後の指導の仕方を知らせる。 ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう児童のよさや優れているところを認め励ます。 ・いじめを行う児童との今後の付き合い方など、行動の仕方を具体的に支援する。 ・学校は、安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校の連絡先または相談機関の連絡先を教える。 ・「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。
経過観察等	・面談を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。 ・自己肯定感を回復できるよう、授業・学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

【いじめを行った児童への対応】

基本的な姿勢	・いじめを行った背景を理解しつつ行った行為には毅然とした態度で指導する。 ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。 ・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。
事実の確認	・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。 ・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。
指導	・いじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。 ・自分がいじめを行ったことの自覚を持たせ、責任転嫁等を許さない。 ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら今後の行動の仕方について考えさせる。 ・不平不満・本人の満たされない気持ちなどをじっくり聞く。 ・いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている児童を守るため、出席停止の措置を講じたり警察等関係機関の協力を求めたり、厳しい対応策を取ることも必要である。 ・出席停止の措置を講ずる場合には、その後の展望について指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うと共に、教育委員会や保護者間で十分な共通理解及び連携を図る。
経過観察等	・面談を通して、教職員との交流を続けながら変化や成長を確認していく。 ・授業や学級活動を通し、エネルギーをプラスの行動に向かわせよさを認めていく。

【傍観したり周囲にいたりした児童への対応】

基本的な姿勢	・いじめは、集団全体の問題として対応していく。 ・いじめの問題に、教職員が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
事実の確認	・いじめの事実を告げることは辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。 ・いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている児童を、徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。
支援	・周囲にいた者・傍観していた者も問題の関係者である事実を受け止めさせる。 ・いじめを受けた児童の気持ちを考えさせる。 ・これからどのように行動したらよいか考えさせる。 ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
経過観察等	・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。 ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。



【いじめを受けている児童の保護者との連携】

- ・事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問し、把握した事実を正確に伝える。電話で簡単に対応することはしない。
- ・児童を学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。「お子さんにも問題がある」などの発言をしない。
- ・対応経過をこまめに伝えと共に、保護者から児童の様子等についての情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌が分かるまで、いじめを行った児童の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

【いじめを行った児童の保護者との連携】

- ・事情聴取後家庭訪問を行い、事実を経過と共に伝える。
- ・いじめを受けた児童の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もがいじめの加害者にも被害者にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、児童をよりよく成長させたいと考えていることを伝える。

【日常的な連携】

- ・保護者の訴えには、親身に対応し、事実関係を調べて対応する旨を伝える。
- ・学校だよりや学級懇談会等で、いじめの問題に対する学校の認識や対応方針等を周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・いじめ発生時には、どのような指導・支援を行うか対応の方針を明らかにしておく。

(3) いじめが解消している状態とは、以下の2つの条件を満たしている場合（文科省）

ア いじめ行為がやんでいる状態が3カ月継続している。

イ 被害者が心身の苦痛を受けていない

6 重大事態への対処について

(1) 重大事態の基準

生命・心身又は財産に「重大な被害」が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

「重大な被害」とは、

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合 イ 身体に重大な傷害を負った場合
ウ 金品等に重大な被害を被った場合 エ 精神性の疾患を発症した場合
等のケースが想定される。

「相当な期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

（「いじめ防止対策推進法」28条より）

(2) 重大事態の報告

- ア 重大事態が発生した旨を一宮町教育委員会へ報告する。
- イ 一宮町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (7) 「いじめ対策委員会」校長⇒一宮町教育委員会⇒教育長⇒一宮町長
- (4) 学校は一報後、改めて文書による報告をする。
- (5) 必要に応じて、警察等関係機関に報告する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者及びいじめたとされる児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。必要に応じて、保護者説明会を開催する。

(3) 対策組織

一宮町立小中学校いじめ対策組織及び初動体制（重大事態の連絡体制も含む）

ア いじめ発見

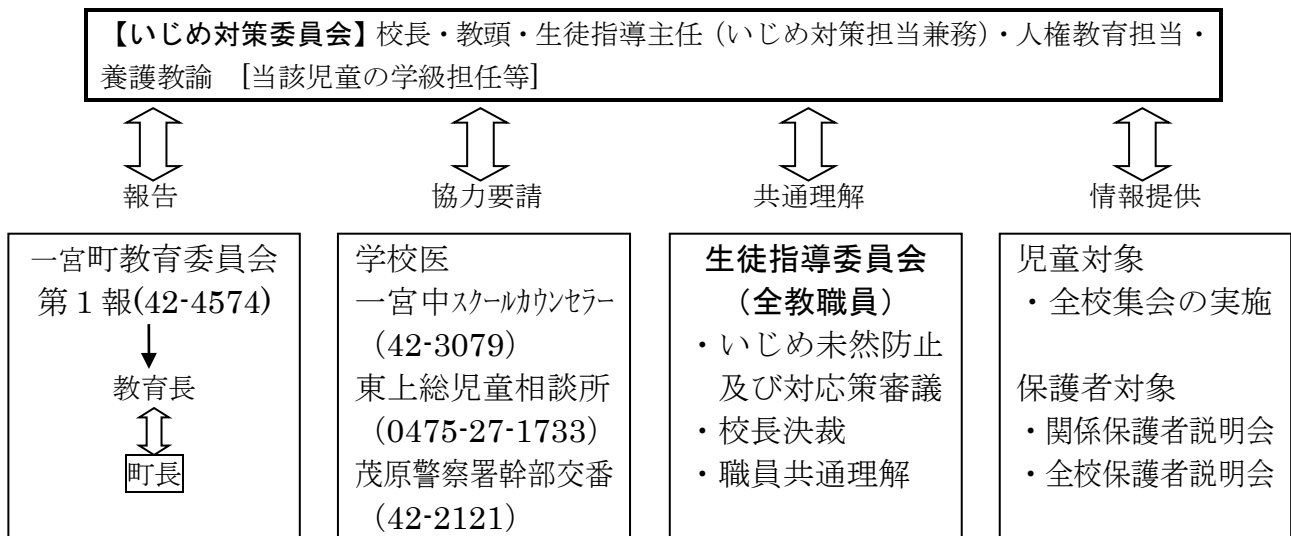
イ 「いじめ対策委員会」

ウ 一宮町教育委員会への報告と連携

エ 警察への通報及び関係機関等との連携

オ 学校が調査し、次にその調査結果について付属機関が調査を行うこととしているが、子どもの人権問題について、調査・指導・勧告・提言をする権限を持たせるとともに、対立する当事者間の調整をする権限を持たせることで、紛争解決も視野に入れ、第三者機関の構成員でもある専門家を「一宮町いじめ対策調査会」として組織し、重大事案に迅速に対応できることとする。

※「重大事態対応フロー図」（別紙資料3参照）



(4) いじめの重大事案の発見・通報があった場合の情報伝達経路

【「いじめ対策委員会」校長⇒一宮町教育委員会(42-4574) (⇒教育長⇔一宮町長)

⇒東上総教育事務所管理課 (⇒指導室) ⇒県教育委員会⇒文部科学省】

○速やかに情報伝達し情報の共有を図る。

7 公表、点検、評価等について

いじめ防止は、学校最大の教育課題の一つでもあり、学校・家庭・地域の連携・協力が大切である。そのためにも、ホームページを活用して本校の「学校いじめ防止基本方針」を公表し、いじめ防止の取り組みへの理解及び情報提供に協力を求めていく。今後もいじめ防止への具体的取り組みを更に深めるために評価・点検を心がけていく。

【具体的な方策】

- (1) 質問事項の検討を含め、アンケート調査及び分析を継続して行っていく。
- (2) 学校評価等で、いじめ防止基本方針の考え方や具体的な取り組み状況等について評価を受ける。(1月実施)
- (3) 様々な機会を通して、本校のいじめ防止基本方針の点検評価を行い、見直しを行う。

※ 対策組織

いじめの重大事案の発見・通報があった場合は、

「一宮町いじめ対策調査会」にて重大事案に迅速に対応する。

いじめ防止年間指導計画

	課題未然防止教育	課題早期発見対応
4月	・いじめゼロ集会 ・生徒指導・いじめ対策委員会 ・SOSの出し方教育（学級活動）	・相談窓口の周知 ・授業参観・学級懇談会
5月	・QUテスト ・生徒指導・いじめ対策委員会	・第1回学校生活アンケート（下旬）
6月	・生徒指導・いじめ対策委員会	・（QU・アンケートに基づく）教育相談
7月	・生徒指導・いじめ対策委員会	・保護者面談
8月	・職員研修会（いじめ対策について）	
9月	・生徒指導・いじめ対策委員会	
10月	・生徒指導・いじめ対策委員会	・第2回学校生活アンケート（下旬）
11月	・生徒指導・いじめ対策委員会	・（学校生活アンケートに基づく）教育相談
12月	・生徒指導・いじめ対策委員会 ・職員研修会（人権について）	・保護者面談
1月	・学校評価アンケート ・生徒指導・いじめ対策委員会	・第3回学校生活アンケート（下旬）
2月	・生徒指導・いじめ対策委員会	・（学校生活アンケートに基づく）教育相談
3月	・生徒指導・いじめ対策委員会	